

障害者総合支援法の改正  
(H26.4施行分)について



# 新たな障害保健福祉施設を講じる共生の実現に関する法律の概要

## 1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けた、新たな障害保健福祉施設を講じるものとする。

## 2. 概要

1. 題名  
「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

### 3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

### 4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

## 3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4、及び5、①～③については、平成26年4月1日)

## 4. 検討課題(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害保健福祉サービスの在り方
  - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
  - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
  - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
  - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

(平成24年6月20日成立・同年6月27日公布)

### 5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であつて常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
  - ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
  - ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であつて厚生労働省令で定めるものを加える)
  - ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)
- ### 6. サービス基盤の計画的整備
- ① 障害保健福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
  - ② 基本指針・障害福祉計画にに関する定期的な検証と見直しを法定化
  - ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たつて、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
  - ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

# 障害支援区分への名称・定義の改正

- 「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とする。【平成26年4月1日施行】

## ★ 改正内容①《「障害支援区分」への変更》



→ 名称変更

## ★ 改正内容②《知的障害・精神障害の特徴の反映》

★ 知的障害・精神障害については、コーシンピューターによる一次判定で引き上げられ、引き下げる割合が高くなる。その特性を反映させた結果、二次判定において身体障害者：20.3%、知的障害者：43.6%（平成22年10月から23年9月までの実況を調査した結果）

→ 政府は、障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の他の必要な措置を講ずるものとする。（附則第2条）

## ★ 改正内容③《今後の給付》

①障害児・者の社会的状況（介護者、居住の状況等）を考慮すべきとの指摘や、支援力ガイドラインについてどう考へるべきかとの課題もある。  
②総合福祉部会で提言された協議調査の実施方針  
「政府は、この法律の施行後3年を目途として、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」（附則第3条1項）

# 障害者に対する支援（①重度訪問介護の対象拡大）

○ 重度訪問介護の対象者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であつて常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とする。  
【平成26年4月1日施行】

➡ 厚生労働省令において、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者・精神障害者に対象拡大する予定

## （参考）現行の制度内容

	【重度訪問介護】	【行動援護】
（対象者）	・重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者(区分4以上)	・知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するもの(区分3以上)
（サービス内容）	・身体介護、家事援助、見守り、外出時の介護を総合的に提供 ・長時間の利用を想定	・行動する際に生じ得る危険を回避するための援護、外出時ににおける移動中の介護を提供 ・8時間までの利用を想定
（報酬単価）	・1,403単位 (7.5時間以上8時間未満)	・2,487単位 (7.5時間以上)
（介助者資格）	・20時間の養成研修を修了	・知的障害、精神障害の直接処遇経験2年以上又は直接処遇経験1年以上 + 20時間の養成研修を修了
（研修内容）	・介護技術、医療的ケア、コミュニケーション技術など	・障害特性理解、予防的対応、制御的対応、危険回避技術習得等

# 障害者に対する支援（②共同生活介護の共同生活援助への一元化）

（ケアホーム）  
（グループホーム）

- 共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合。  
【平成26年4月1日施行】

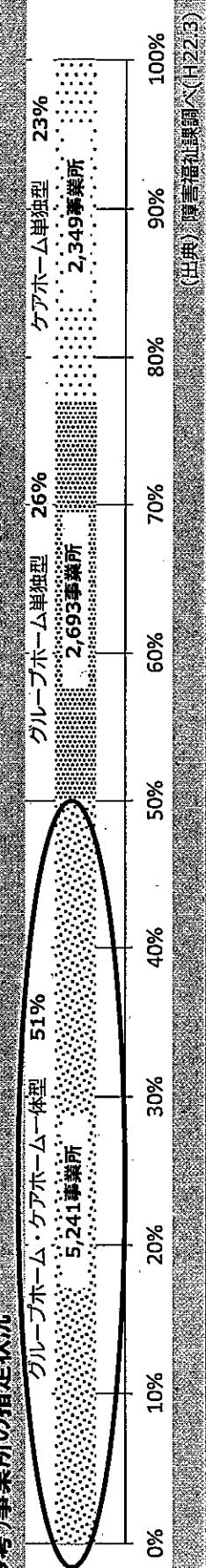
➡ 障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進。

## 《背景》

- ★ 今后「入居後」介護が必要となる人々を「見込まれる」場合、グループホーム・ケアホームの2つの類型の事業所指定が必要。
- ★ 現行にグループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上。
- ★

地域における住まいの選択肢のさらなる拡大・事務手続きの簡素化等の観点からケアホームをグループホームに一元化。グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供。

## （参考）事業所の指定状況



- グループホームへの一元化に併せて、次の運用上の見直しを検討

## 外部サービス利用規制の見直し

個々の利用者の状態像に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能なよう、グループホームの新たな支援形態の一つとして、外置の居宅介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行うことを検討。

## サテライト型住居の創設

共同生活を旨むとともに、1人で暮らしたりといふ観点から、本体住居との連携を前提とした『サテライト型住居』の仕組みの創設を検討。

## (参考資料5) 一元化後のグループホームにおける介護サービスの提供形態

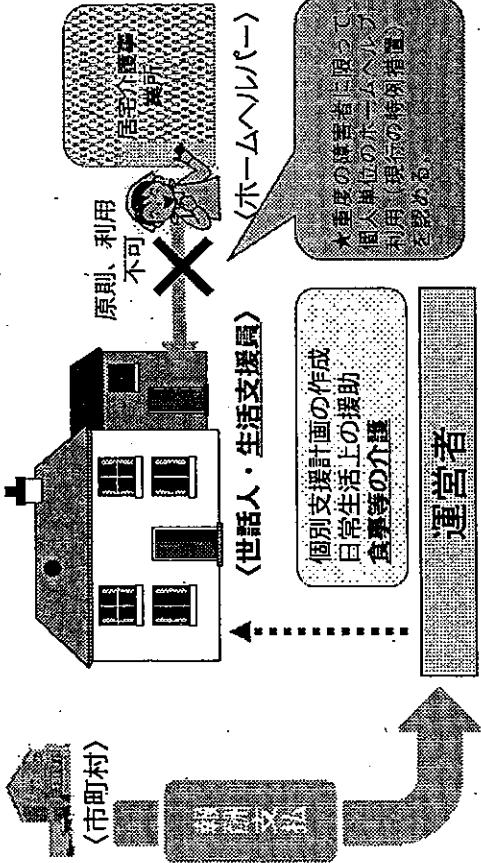
一元化後のグループホームは、介護を必要とする者としない者が混在して利用することとなり、また、介護を必要とする者の数も一定ではないことから、全ての介護サービスを当該事業所の従業者が提供するという方法は必ずしも効率的ではないと考えられる。一方、これまでのケアホームと同様に、馴染みの職員による介護付きの住まいを望む声もある。

グループホームで提供する支援を「基本サービス(日常生活の援助等)」と「利用者の日々のニーズに対する介護サービス(アコスの2階建て構造)」、介護サービスの提供については、①グループホーム事業者はアレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか(外部サービス利用型)、②グループホーム事業者はアレンジメント(手組み)する。(いすゞ商事の形態を事業者が選択できる。

### 介護サービス包摶型のイメージ

- ★介護サービスについては、現行のケアホームと同様に当該事業所の従業者が提供。
- ★利用者の状態に応じて、介護スタッフ(生活支援員)を配置。

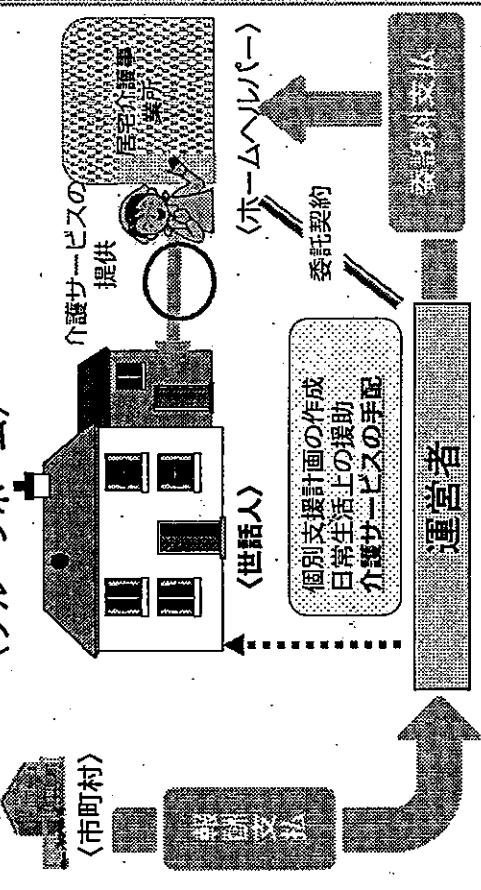
### 〈グループホーム〉



### 外部サービス利用型のイメージ

- ★介護サービスについて、事業所はアレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業者等に委託。
- ★介護スタッフ(生活支援員)については配置不要。

### 〈グループホーム〉



## (参考資料7) サテライト型住居の概要

- 地域生活への移行を目指している障害者や現にグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも単身での生活を望む人がいる
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても近隣に入居人數など条件にあった物件がなく、また、物件が見つかっても界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくないとの声がある。

共同生活を望むといづれも「1人で暮らしたい」というニーズに合わせて地域における多様な住まいの場を営業していく観点から、グループホームの新たな支え形態の一つとして本体住居との直接的な連携（入居者間の交流が可能）を前提とした「ユニットなど一定の設置基準を緩和した「人暮らしに近い形態のサテライト型住居」を創設

(サテライト型住居を設置する場合の設備基準)

	本体住居	サテライト型住居
共同生活の入居者定員	原則、2人以上10人以下※	1人
専用部屋の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
共同生活の入居者定員	2人以上10人以下	2人以上10人以下
居室の面積	日常生활を営む上で必要な設備を有する住居の利用者がから直通で受けることができる通信機器（携帯電話可）	取納設備を除き7.43㎡

(※) サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まれないものとする（事業所の利用定員には含まない）。

本体住居 サテライト型住居（※）のいずれも事業者が確保  
※ 本体住居につき2棟本体住居の入居者定員以下の場合は(1)(2)が上限

## 障害者に対する支援（③地域移行支援の対象拡大）

- 地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、**その他の地域における生活に移行するためには支援を必要とする者**であつて厚生労働省令で定めるものを追加。

【平成26年4月1日施行】

- ➡ 厚生労働省令で定める対象となる者の具体的な範囲については、施行に向けて検討  
※重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、**保健施設、矯正施設等を退所する障害者など**に対象拡大する予定

### （参考）地域生活への移行に向けた支援の流れのイメージ

